所沢都市計画図

1：15,000

総括図

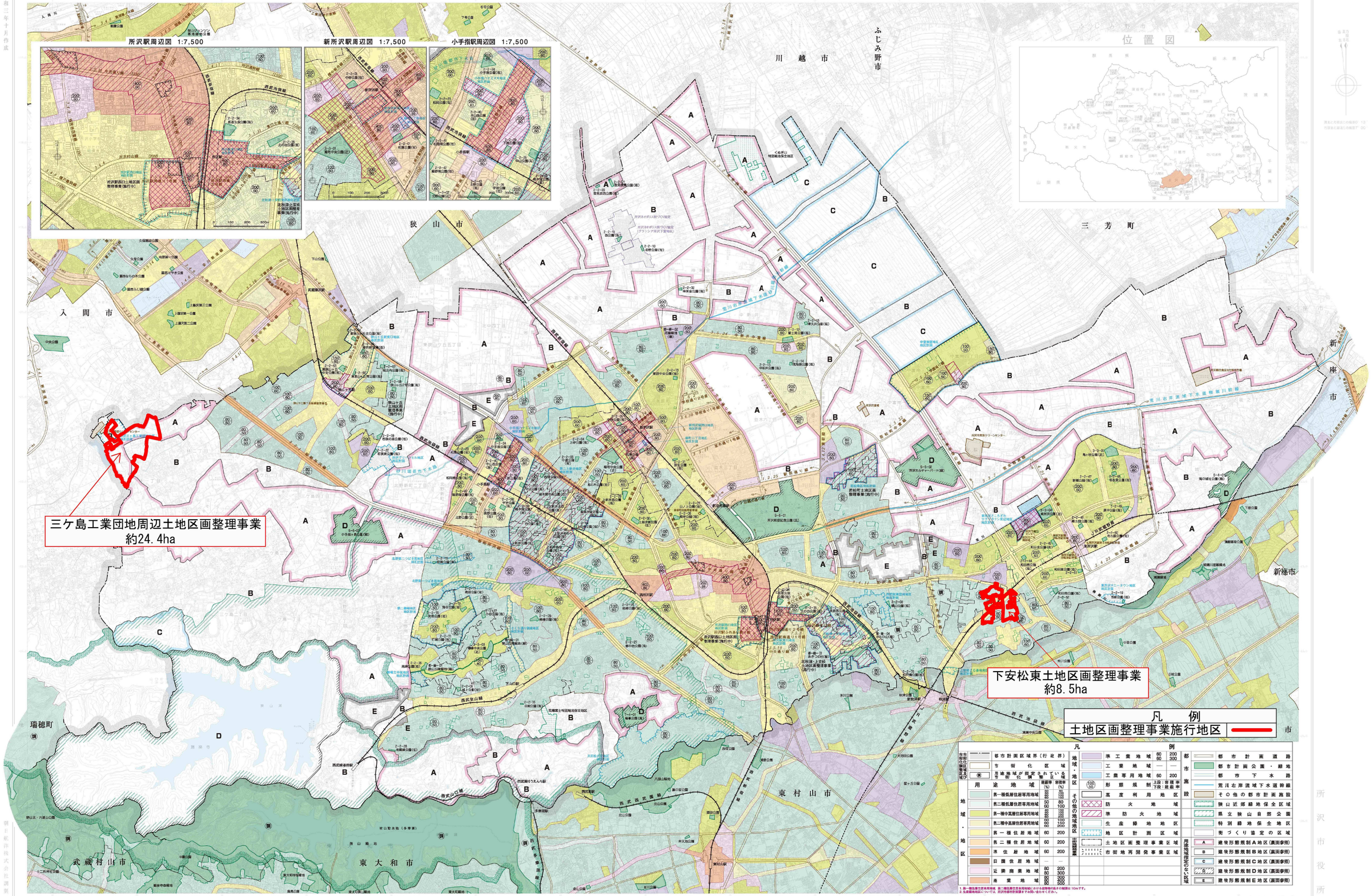

令和3年10月作成

令和3年3月末現在の1:10000より縮小編集したものである。

原図名 1:0m

令和3年3月作成 印刷

注意 1.この地図（都市計画情報）は、令和3年10月現在のものです。
主要都市計画施設等（鉄道路線、都市計画道路等）については、
全ぬり表示図までお問いあわせください。
2.所々ひずんで表示されることがあります。

1：15,000

複製を禁ず

所沢市役所

凡例

市街化区域と調整区域の区域区分		都市計画区域界（行政界）	地域・地区		準工業地域	60 / 60	200 / 300
		市街化区域			工業地域	—	—
	例	用途地域が指定されている区域 / 指定されていない区域			工業専用地域	60	200
地域・地区	用途地域		建蔽率(%)	容積率(%)	100 / 30	形態規制	上段：容積率 下段：建蔽率
	第一種低層住居専用地域		50 / 60	80 / 100		高度利用地区	
	第二種低層住居専用地域		50 / 60	80 / 100		防火地域	
	第一種中高層住居専用地域		60 / 80	150 / 200		準防火地域	
	第二種中高層住居専用地域		60 / 80	150 / 200		生産緑地地区	
	第一種住居地域		60	200		地区計画区域	
	第二種住居地域		60	200	市街地開発事業	土地区画整理事業区域	
	準住居地域		60	200		市街地再開発事業区域	
	田園住居地域		—	—			
	近隣商業地域		80 / 80	200 / 300			
	商業地域		80 / 80	300 / 300			

都市施設		都市計画道路	
		都市計画公園・緑地	
		都市下水路	
		荒川右岸流域下水道幹線	
		その他の都市計画施設	
		狭山近郊緑地保全区域	
		県立狭山自然公園	
		特別緑地保全地区	
		街づくり協定の区域	
用途地域指定のない区域	A	建築形態規制A地区（裏面参照）	
	B	建築形態規制B地区（裏面参照）	
	C	建築形態規制C地区（裏面参照）	
	D	建築形態規制D地区（裏面参照）	
	E	建築形態規制E地区（裏面参照）	

1. 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域における建築物の高さの制限は10mです。
2. 生産緑地地区については、所沢市都市計画課までお問い合わせください。

複製を禁ず